

奈良県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五  
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
森本 靖彦	みやび療術院 生駒市北新町一―八	平成二十五年十月三十一日
森 雅絵	楽鍼灸整骨院 大和郡山市高田町九―二五	平成二十五年十二月一日